

大分大学医学部における眼科疾患に係る迅速診断検査受託規程

平成28年11月2日制定

平成28年医学部規程第2-1号

(目的)

第1条 この規程は、大分大学医学部（以下「本学部」という。）における眼科疾患に係る迅速診断検査（以下「検査」という。）の受託に関し必要な事項を定める。

(受託基準)

第2条 検査は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がない場合に限りこれを受託することができる。

(受託手続)

第3条 検査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、所定の申込書及び検査材料を本学部眼科学講座に提出しなければならない。

(検査料)

第4条 依頼者は、別表に規定する検査料を前納しなければならない。ただし、依頼者のうち、検査の受託に関する契約書を取り交わした者については、後納することができる。

(検査後の措置)

第5条 検査を担当した職員は、検査終了後、所定の検査結果報告書を依頼者に交付するものとする。

(検査材料の返還)

第6条 検査材料は、依頼者に返還しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、検査の受託に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年11月2日から施行する。

附 則（令和元年医学部規程第2-2号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部規程第2-3号）

この規程は、令和5年4月12日から施行する。

別表（第4条関係）

検査種目	検査料
感染性ぶどう膜炎検査	24,200円
感染性眼内炎検査	22,618円
感染性角膜炎検査	19,141円
感染性結膜炎検査	20,608円
単項目検査	9,935円

注1 2つ以上の検査を行った場合は、それぞれを算定する。

注2 上記の検査料には消費税等を含む。